

愛媛労働局発表

平成26年8月27日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

健康安全課長 荒瀬 雅夫

健康安全第1係長 森 博明

電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

平成26年度全国労働衛生週間の実施

- 平成26年度全国労働衛生週間は
「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」
のスローガンで10月1日から7日まで実施。

1 目的

厚生労働省では、10月1日(水)から7日(火)まで、「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」をスローガンに、平成26年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で65回目を迎えます。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

平成26年度のスローガンは、昨年度からの5か年計画である第12次労働災害防止計画で重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があることを表しています。

また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられ、全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断強化月間」と位置付けて取組を行うこととしています。

定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率(有所見率)は、平成25年には全国で53.0%、愛媛では49.7%でした。所見のあった項目別では、高齢化社会の進展等を

背景とし、高血圧、心疾患、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する項目の有所見率が高率となっています。

平成25年度の「過労死」など、脳・心臓疾患に関する事案の労災補償支給決定（業務上認定）件数は、全国で306件、愛媛で7件でした。精神障害事案の支給決定件数は、全国で436件、愛媛で4件、うち自殺事案は全国で63件、愛媛では3件でした。警察庁発表による自殺者数は平成25年には愛媛県において337人で、その約4分の1は被雇用者であることから、職場におけるメンタルヘルス対策の重要性がますます増大しているところ です。

さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明し、このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布され、その主な内容は、①事業者は、一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントを実施すること（平成28年6月までに施行予定）、②事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施すること（労働者数50人以上の事業場は義務、50人未満は努力義務）、また、その結果、一定の要件に該当する労働者の申出に応じて医師による面接指導を実施すること（平成27年12月までに施行予定）、③事業者は、事業者及び事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じるよう努めること（平成27年6月までに施行予定）等となっています。

愛媛労働局では、各事業場に対し、この全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場において、一層の労働衛生水準の向上と労働衛生意識の高揚を図るよう呼びかけています。

2 実施期間

本週間 平成26年10月1日（水）から10月7日（火）まで

準備期間 平成26年9月1日（月）から9月30日（火）まで

3 実施要綱

別添のとおり

4 期間中に行う取組み

- (1) 愛媛労働局管内の各労働基準監督署では、準備期間中の9月に県下6会場で開催される「全国労働衛生週間説明会」（イベント案内参照）において、全国労働衛生週間実施要綱のほか、健康診断の実施とその事後措置の徹底など働く人の健康確保対策について

ての説明を行います。また、この説明会では、労働衛生コンサルタントやカウンセラー等により、化学物質のリスクアセスメント、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等に関する講演が行われ、労働者の健康確保対策の取組を支援します。

(2) 本週間中の平成26年10月3日(金)午後1時30分から松山市総合コミュニティセンターで開催される愛媛産業安全衛生大会において、安全衛生成績優良事業場や功績のあった個人等の表彰を行います。(詳細は別途発表します。)

(3) 愛媛労働局では、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業を行っている独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健総合支援センター及び地域窓口を積極的に活用し、各事業場においてメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の推進等を含む日常の労働衛生活動の総点検を行うなど、労働衛生水準の向上を図る取組を行うよう呼びかけています。

*

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構・愛媛産業保健総合支援センター

所在地：松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

電話 089-915-1911 <http://ehime-sanpo.jp>

愛媛産業保健総合支援センターでは、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、産業保健分野全般について研修・専門的相談等の事業、働く人の心の健康対策に取り組む事業場のために、メンタルヘルス対策全般についての無料相談や、事業場の依頼により直接訪問して、メンタルヘルス対策の実施について専門家がアドバイスを行っています。

また、松山・新居浜・四国中央・今治・八幡浜・宇和島に地域窓口を設け、労働者数50人未満の小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法に定められている健康診断の結果に対する医師の意見聴取、有所見者の保健指導、メンタルヘルスの相談・指導、長時間労働者への面接指導などのサービスを無料で実施しています。

【主な取組】

署 別	労働衛生週間における主な取組み
局	えひめ建設安全の日パトロール(9月10日)、安全衛生に係る表彰(10月3日)
松山署	実施要項説明会、建設業関係団体の安全衛生大会
新居浜署	実施要項説明会、鉄工業関係団体の労働衛生週間パトロール
今治署	実施要項説明会、愛媛労働基準協会今治支部安全衛生部会
八幡浜署	実施要項説明会
宇和島署	実施要項説明会